

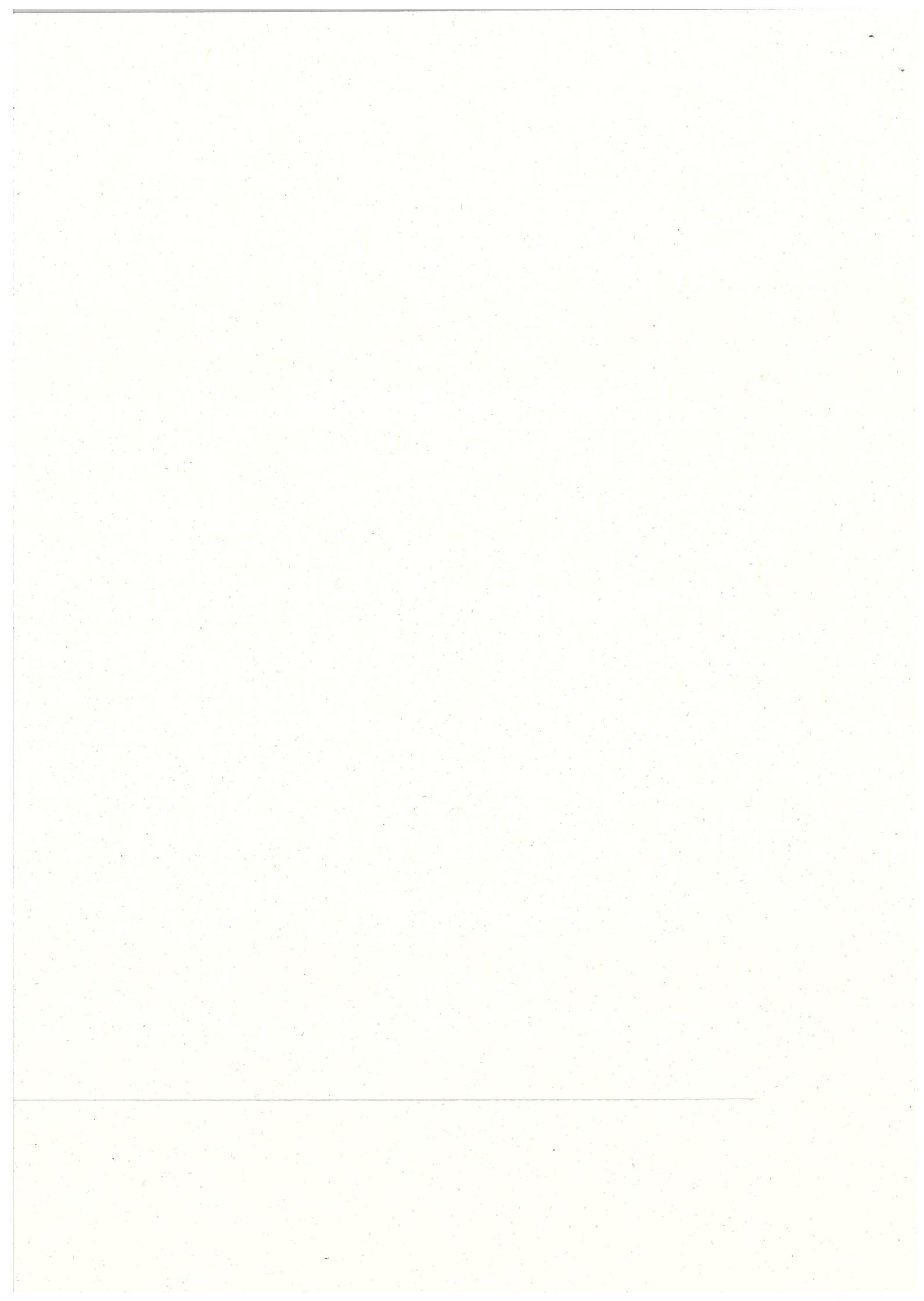
令和4年9月市議会教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 平和祈念式典後の被爆者団体からの要望等に対する 国の回答について……………	1～6

原爆被爆対策部

令和4年9月



1 黒い雨判決を踏まえた被爆者認定について

(被爆者団体要望内容)

・長崎の被爆体験者も広島と同様に被爆者として認定すること。

【厚生労働大臣回答要旨】

- 長崎については、平成 29 年に最高裁において、被爆地域として指定されていない地域にいる方は、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったとは言えないとする平成 28 年の福岡高裁判決が維持されている。
- 平成 30 年の福岡高裁判決でも、被爆地域として指定されていない地域では、原爆投下後間もなく雨が降ったとする客観的な記録はないと説示され、この判決は、令和元年に最高裁で上告棄却、上告受理申立て不受理となり確定している。
- 長崎については、まずは、過去の裁判例との整合性や、「黒い雨」が降った地域の存在を示す客観的な資料の有無等を整理する必要があると考えており、現在、厚生労働省と長崎県・長崎市との間で、過去の裁判資料の整理や課題の洗い出しを行っている。



長崎については、このように難しい課題があり、引き続き、長崎県・長崎市の意見をよく聴きながら、議論を続けてまいりたい。

<現在の状況>

- 厚生労働省及び長崎県市の3者による実務者レベルの打ち合わせが行われており、広島地裁・高裁、長崎地裁・福岡高裁の裁判の事実認定で用いられた証拠書類の分析を行っている。
- 現在、1,817 件の関連する書証から対象となる証書を約 200 件まで絞り込んでおり、今後、それぞれの裁判所での判断の対比を行い、黒い雨訴訟と被爆体験者訴訟との整合性や課題などを整理していくこととしている。

【打合せの開催状況】

(第1回) R4.1.27 (第2回) R4.3.7 (第3回) R4.3.18

2 被爆体験者事業の充実について

(被爆者団体要望内容)

・生存中の被爆体験者の救済、特に、解決までの間は、対象合併症へ「がん」を追加すること。

【厚生労働大臣回答要旨】

- 被爆体験者事業(被爆体験者精神影響等調査研究事業)は、平成 14 年度より、国の予算事業として、被爆体験による精神的要因に関連する疾病及びその合併症について、医療費を支給している。
- 対象合併症については、平成 28 年度より認知症、平成 29 年度より脳血管障害、平成 30 年度より糖尿病の合併症、令和元年度より脂質異常症を追加してきた。
- 被爆体験者支援事業については、対象合併症のさらなる拡充、受給者証の自動更新、受給者の県外転出などの様々なご要望があることは承知している。



精神的要因に関連する疾病等に対して医療費を支給するという事業の趣旨、目的を踏まえ、どのような対応が可能かどうか、検討する必要があると考えている。

【総理大臣回答要旨】

- 被爆体験をされた方が長年の間、病気に対する不安を感じられていることをご指摘いただいた。



被爆体験者の皆様の高齢化が進む中、現在の被爆体験者事業に「がん」の一部を追加することを検討したい。

来年4月より、医療費支給を開始できるよう、事業の性質に照らし、どのような「がん」を対象とできるかなどについて、速やかに厚生労働省に検討させたい。

<参考> 国に対する要望経過 (広島高裁判決確定 R3.7.28 以降)

・黒い雨関係 ・被爆体験者事業関係

年月日 対応者	要請者	要望内容【抜粋】
R3.8.2 厚労省 健康局長	長崎県知事、長崎市 長、県議会議長、市 議会議長	・ <u>長崎においても当時、別紙のとおり一般地域と比べ相対的に高い線量が認められている。雨や内部被ばくの証言もあり、「同様の事情」にあるものとして、被爆者援護法第1条3号に該当するものとして掲げる11の障害があれば被爆者として認定すること。</u>
R3.11.5 厚労省 原子爆弾被 爆者援護対 策室長	長崎県・市担当課長	・ <u>原告84名を被爆者として認定した合理的根拠を示すとともに、被爆者援護法第1条3号に係る指針の策定に当たっては、長崎においても別紙1～3のとおり被爆未指定地域においても、相対的に高い線量が認められた地域を中心に、広島と同様に黒い雨や放射性物質を帯びた灰等を浴びたという数多くの証言も得られていることから、長崎の被爆体験者等についても、訴訟中の方も含め、「同じような事情」にあるものとして認定の対象とすること。</u>
R4.6.20 厚労省 審議官	長崎市副市長、副議 長ほか 【長崎原子爆弾被爆 者援護強化対策協議 会(原援協)】	(被爆体験者の救済) ・ <u>被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充 特に「がん」の対象合併症への追加</u> ※ 対象合併症の大幅な拡充については、平成27年度から要望している。令和元年度からは「がん」を追記のうえ、要望している。 ・ <u>長崎で黒い雨等に遭った者の新基準への追加</u>
R4.7.5 厚労副大臣	長崎県副知事、長崎 市長、県議会議長、 市議会議長	・ <u>長崎においても平成11年度に実施した長崎県、長崎市が実施した原子爆弾被爆未指定地域証言調査により、広島と同様に被爆未指定地域において、黒い雨等が降った事実があり、過去の最高裁判決とも何ら矛盾するものではないことから、長崎の被爆体験者についても「同じような事情」にあるものとして、認定・救済の対象としていただきたい。</u> ・ <u>高齢化が進み、病気に苦しみ続ける被爆体験者について、被爆体験者精神影響等調査研究事業を充実していただきたい。</u> ●「長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書」の提出 (県作成、市オブザーバー参加) 【別紙参照】

<p>R4.7.15 厚労省 健康局長</p>	<p>広島県・市両局長、長 崎県・市両部長 【広島・長崎原爆被爆 者援護対策促進協議 会(八者協)】</p>	<p>(「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」での早急な検証等の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>広島で黒い雨に遭った者に係る新基準の運用が本年4月から開始されているところであるが、11種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされており、長崎は対象外となっている。このため、高裁判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外すとともに、同じ被爆地である広島・長崎の援護に差が生じることがないように、長崎で黒い雨等に遭った者も救済・認定の対象としていただきたい。</u> ・<u>高齢化が進み、今なお病気に苦しみ続けている長崎の被爆体験者について、がんを含めた対象合併症の大幅な拡充など被爆体験者精神影響等調査研究事業の充実を図っていただきたい。</u>
<p>R4.8.24 厚労省 原子爆弾被 爆者援護対 策室長</p>	<p>長崎県担当次長・ 市部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>黒い雨について、専門家会議の報告書に関する発言がなかったことは残念である。報告書について、速やかに検討していただきたい。</u> ・<u>実務者打ち合わせについて、今後のスケジュールを提示していただきたい。また、過去の裁判の書証だけでなく、専門家会議の報告書など、幅広く協議の対象を広げていただきたい。</u> ・<u>「がん」の追加について、出来るだけ広く対象にいただきたい。また、令和5年4月から速やかに医療費助成ができるよう、密に連携させていただきたい。</u> ・<u>どの「がん」を追加するか等、今後のスケジュールを示していただきたい。</u>

令和4年7月

長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書の概要について

長崎県原爆被爆者援護課

■専門家会議の設置目的

令和3年7月の「黒い雨訴訟」の原告勝訴の広島高裁判決を受けて出された総理談話に基づき「原告と同じような事情の者」を被爆者認定する要件が設定され、広島で黒い雨に遭った者の救済が本年4月から開始されたが、長崎で黒い雨に遭った者は対象外とされている。

【長崎が対象外とされた理由】

- (1) 広島と同様の訴訟において、原告（被爆体験者）が敗訴となった平成29年最高裁判決が確定していること。
- (2) 被爆地域として指定されていない地域では、原爆投下後間もなく、雨が降ったとする客観的な記録はないとされていること。

県は、国の指摘に対する検証のため、本年2月に
「長崎の黒い雨等に関する専門家会議」を設置。

■報告書の概要（1）

長崎の被爆体験者訴訟判決との整合性について

以下の2点の理由により、長崎で黒い雨に遭った者を救済・認定の対象とすることは、過去の被爆体験者訴訟と何ら矛盾するものではない。

① 判例としての拘束力について

平成29年最高裁判決は
「長崎原爆が投下された際爆心地から約5kmまでの範囲内の地

域に存在しなかった者は、その際に一定の場所に存在したことにより直ちに原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったということとはできない

としているが、これは原審における事実認定を是認することを示した箇所であり、法律的判断を示したものではない。

よって、上記下線部は判例に該当せず事実上の拘束力をもたない。

② 黒い雨に関する判断について

裁判所は、原告または被告の主張やそれに伴う証拠以外について判断することはできない。

過去の被爆体験者訴訟において、原告から「黒い雨に遭ったことで健康被害が生じた」との主張がなされていないため、当然ながら、「黒い雨に遭ったこと」が、健康被害を生ずる可能性がある事情に当たるか否かの判断も存在しない。

■ 報告書の概要（2）

被爆地域以外で降雨があったとする客観的事実について

平成11年度原子爆弾未指定地域証言調査における降雨体験証言の統計的な検証等の結果、特定の地域にみられる降雨体験の偏りは統計的有意な差と認められ、実際に降雨があったことを示していると解釈できる。

また、降雨に関する過去の文献調査及び気象シミュレーションによる分析結果から、降雨があったことを、十分に推測することができる。

【長崎の黒い雨等に関する専門家会議委員】

所 属	氏 名
京都大学複合原子力科学研究所	五十嵐 康人 教授
青野・平山法律事務所	平山 愛 弁護士
長崎大学放射線総合センター	松田 尚樹 特命教授
長崎大学原爆後障害医療研究所	横田 賢一 助教

(敬称略・五十音順)